

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宝達志水町長 高下栄次

市町村名 (市町村コード)	宝達志水町 (17386)
地域名 (地域内農業集落名)	北大海 地区 (東間、東野、紺屋町、正友、坪山、冬野、森本、免田、北川尻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月19日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は水稻作中心であり、他に花木やイチジク等の果樹栽培がある。認定農業者の高齢化が進み、将来に向けて世代交代が課題となる。また山手では、イノシシ被害防止のため、電気柵などの対策が行われているが、継続的な維持管理が必要である。また、小さくて作りにくい田や、条件が悪い農地があり、ほ場整備を希望する現状。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現在、認定農業者の高齢化が進んできたことにより、今後は若手農業者への集積や、法人化を視野に入れた集落営農組織の立ち上げや、認定新規就農者の受入れなど、耕作離れを防止する取組みを行っていく。
・北川尻、免田集落は、農事組合法人と若手農業者に集約化を進めていく。また、森本集落では、花木と水稻の取組エリアを設け、花木部会と集落水稲農家で協力して集約化を進める。
・東間集落では、集落営農を立ち上げる見通し。正友集落では農家の世代交代による継承が行われ、その他の集落でも、新たに目標地図への位置付けがあった。今後も集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	311.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	214.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

比較的平野部で団地化され、集積を行いやすく、現に耕作され農業上の利用が行われている区域、及び利用が見込まれる周辺の農振農用地区域。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・現在、認定農業者の高齢化が進んできたことにより、今後は若手農業者への集積や、法人化を視野に入れた集落営農組織の立ち上げや、認定新規就農者の受入れなど、耕作離れを防止する取組みを行っていく。 ・北川尻、免田集落は、農事組合法人と若手農業者に集約化を進めていく。また、森本集落では、花木と水稻の取組エリアを設け、花木部会と集落水稲農家で協力して集約化を進める。 ・東間集落では、集落営農を立ち上げる見通し。正友集落では農家の世代交代による継承が行われ、その他の集落でも、新たに目標地図への位置付けがあった。今後も集約を進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農事組合法人)への農地の集積・集約化を基本とする。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>坪山、冬野は小さい農地の畦倒しなど、北川尻集落はほ場整備をし作りやすい環境づくりに取り組んでいきたい意向。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>できる限り現耕作者で耕作を進めていくが、地区外からも多様な経営体を受け入れていく。また、認定新規就農者の受け入れも町、JAと連携し、取り組んでいく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>必要に応じて取り組む。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣被害防止の対策のため、電気柵など維持管理を行っていく。 ②有機、減農薬栽培に取り組んでいる。 ③耕作の効率化を図るため、スマート農業など取組みも視野に入れている。 ⑤いちじく等果樹や森本地区での花木など町特産品を、今後も継続生産のための取組みを行う。 ⑦日本型直払制度を活用し、農道管理、ため池管理、水路の江堀りなどおこなっていく。</p>									